

直前早慶大日本史

【1 回目】



問題

【1】

解答

〔A〕 ア 25 イ 11 ウ 20 エ 26 オ 14 カ 38 キ 23 ク 21
ケ 09 コ 06 サ 34 シ 07 ス 40 セ 01 ソ 10

〔B〕 a 部曲 b 庚寅年籍 c 私度僧 d 偽籍 e 壱田永年私財法
f 壱田地系荘園 g 健児の制 h 名主 i 開発領主 j 鹿子木荘

〔C〕 1 農地や農民を国家が直接支配して豪族が私有することを防ぎ、農民の生活を保障するとともに税対象として確保することをめざした。(60字)

2 本家などの権威を背景に、検田使などの立ち入りを拒否する不入の権や租税の納入を免除される不輸の権を得て、独立性を強めた。(59字)

解説

氏姓制度から荘園公領制までの古代の土地制度と税制を中心とした問題。古代の土地制度は屯倉－田荘制から公地公民制を経て、荘園公領制に至るが、その過程と変化の理由を理解すること。次に、農民から収奪するシステムの変化の状況を、さらに、農民が徐々に力をつけ、単なる国家の収奪の対象から在地の農業経営者としての地位を確立していく過程も理解しておこう。

〔A〕

ア 氏の私有地を田荘、朝廷の直轄地を屯倉と称した。屯倉は、本来は、ヤマト政権所有の倉庫の意味だが、やがて、耕作地・耕作民・倉庫群を1セットにしたヤマト政権の直轄地を意味するようになった。ヤマト政権は新規の開発地に屯倉を設置したり、豪族の田荘を没収して屯倉にしたりした。

イ 班田収授法により6歳以上の男女に終身貸与された農地を口分田という。本問では問わなかったが、良民男子は2段、良民女子は1段120歩、家人・私奴婢は良民の3分の1、と貸与される口分田の広さに差があるので確認しておきたい。

ウ 古代の土地区画制度を条里制という。南北方向を条、東西方向を里とし何条何里とした。

エ 律令税制で、各地の特産物を納入するものを調という。17歳～65歳の男性に課せられ、庸とともに京都へ運ばれて中央官庁の財源となった。また、調や庸などを各地から都へ運搬することを運脚といい成年男性に課せられたが、食料は自前であり農民には過酷な負担となった。

オ ややわかりにくかったかと思うが、律令税制では、正丁は10日間、次丁は5日間の都での労役を課していた。これを歳役という。しかし、実際は労役の代わりに布を納入した。これを庸という。庸は調とともに都へ運ばれ、中央官庁の財源となった。

カ 「貧窮問答歌」を詠ったのは山上憶良である。筑前守などを歴任した、いわば、社会派万葉歌人である。「貧窮問答歌」は史料問題の題材となることが多いので、一読しておきたい。

キ 桓武天皇が60日から30日に軽減したのは雑徭である。雑徭は、年間60日を限度に、国司が農民に国内の労役を課したもので、公共事業もあったが、国司の私的な作業も多く、農民の過酷な負担となった。

ク 同じく桓武天皇の減税策で利息が引き下げられたのは出挙である。出挙は、春に稲を貸し

付けて秋に利息とともに回収するもので、もともとは、勸農政策・貧農救済策だったが、次第に強制力をもつようになって付加税化し、農民の負担となっていった。

ケ 大宰府の財源となった直営田は公営田である。823（弘仁）年に小野岑守の提案で設置された。因みに、公営田より先に皇室の財源として勅旨田が設けられたが、902（延喜2）年の延喜の荘園整理令で禁止された。

コ 中央官庁の財源となった直営田は官田である。879（元慶3）年に畿内に4000町歩設置されたが、厳密には、一部は小作経営となった。881（元慶5）年にこの官田が各官庁に分割されて諸司田となり一般化した。のちに、諸司田は所属する官庁の長官の私領化した。

サ 名あるいは名田の成立と内容については定説となる説明がまだ確立していないのが実状である。現段階では、次の2点で理解しておきたい。

(1) 10世紀頃、政府は国司の徴税請負人化をすすめた。国司は、国内の公田を課税単位となる農地に再編成し、田堵に耕作を請け負わせて、官物や臨時雑役などを徴収した。この課税単位となった請作地を名（名田）といい、このような徴税制度を負名体制という。

(2) 12世紀頃、荘園と公領の区別が明確化されていき、荘園公領制が成立した耕地の大部分は、名（名田）を課税単位として、名主が年貢・公事・夫役を取りまとめた。荘園公領制下の名（名田）は、従来の負名体制の名に対して、別個の特別の名として別名と呼ぶが、この別名の登場で負名体制が崩れたとされている。要は、ともに請作地であること、10世紀は公田の官物・臨時雑役の徴税用で田堵が耕作したこと、12世紀は荘園公領の年貢・公事・夫役の徴税用で名主が出現したことなどをおさえない。

シ 官物は田堵が負担した税で、主に租米を納入するもの。

ス 臨時雑役は田堵が負担した税で、主に労役や雑税などをいう。

セ 寄進地系荘園の荘官は単一のものではなく、何層かの職層があった。このうち、比較的上級の荘官で現地の荘園経営者クラスを預所という。この下に下司や公文、荘司などの下級荘官がいた。

ソ 荘園公領制の名主層の税としては、米などを納入する年貢、手工業品や特産物などを納入する公事、労役を提供する夫役があった。

〔B〕

a 氏姓制度下では、氏の隷属民は部曲、屯倉の耕作農民は田部、また、大王家やその一族の生活に奉仕する農民を名代・子代といった。

b 7世紀後半の戸籍は、670年の庚午年籍がよく知られているが、現在では、班田制実施に効果のあった戸籍として庚寅年籍が注目されている。因みに、前者は永久保存版だが後者はそうではない。

c 律令国家の全盛期とされる8世紀頃は国家仏教も栄えていた。僧侶になるには国家の許可が必要で、個人が勝手に僧侶となる私度僧は禁止されていた。しかし僧侶は税が免除されていたことから、生活難から逃れるために私度僧となる人が後を絶たなかったのである。

d 律令税制は、正丁という成人男性の人頭税を主体に成立していたため、男性の税負担は過酷であった。そのため、男子が生まれても戸籍上女子として届け出るようになった。これが偽籍である。902（延喜2）年の阿波国田上郷の戸籍には435人中376人が女性と記載された。

e 墾田永年私財法は開発地の所有を条件付きで認めたものだが、この墾田は原則として輪租

田であった。また、同じ 743（天平 15）年には東大寺大仏造立の詔が出されて、政府はその費用集めに汲々としており、墾田永年私財法はその一環でもあった。

f 初期荘園は、荘園領主が自分で開発して所有した自墾地系荘園と、他人が開発した荘園を買収した既墾地系荘園に大別できるが、その両者を併せて墾田地系荘園という。

g 桓武天皇は、農民負担の軽減策として、792（延暦 11）年に東北地方と九州地方を除き、農民からの徴兵制の軍団を廃止して、地方の郡司の子弟などの志願制の軍隊を編成した。これが健児の制である。

h 一般には、12 世紀の荘園公領制の構成単位である名の耕作農民のことで、年貢や公事の納入義務をおった。名主^{みょうしゅ}といっても、作人や下人・所従を配下に持つ農業経営者であり、のちに武士化する者が多かった。因みに、江戸時代の名主はナヌシであり、その違いに留意したい。

i 大名田堵など在地の有力農民の中から、山林原野沼沢などを開発して相当の農業経営者に成長するものが現れた。このような在地領主のことを開発領主あるいは根本領主という。彼らは、単に農業経営者というのではなく、在庁官人として国衙の実務にも関与するいわば土地の顔役でもあった。しかし、国司の圧力には抗しきれず、荘官へと変身するのである。

j 寄進地系荘園の典型としては、肥後国鹿子木荘が知られている。本問では触れなかったが、その史料も頻出であるから理解しておきたい。

C

1 律令国家の基盤となった公地公民制あるいは班田収授法の意図（目的）に関する問題である。この制度は、唐の均田制に倣って、農地や農民を豪族が私有することを防止して、国家が直接支配すること、農民に口分田を班給することで農民の生活を保障するとともに、国家が農民を課税対象として確保することをめざしたことをまとめればよい。要は、国家が当時の生産手段である農業の支配権や収奪権の独占をはかったのである。

2 寄進地系荘園が、国家の干渉を排除して独立性を強めたことはよく知られている。本問の題意はこの独立性の獲得に用いられた手段を説明することである。ポイントは、荘園領主の権威を利用して、一種の治外法権である不入の権や免税特権である不輸の権を獲得したことをその内容の説明とともに示すことである。

【配点】

A・Bともに各 1 点、C は各 6 点

【2】

解答

A 問 1 え 問 2 い 問 3 い 問 4 え 問 5 い 問 6 う 問 7 う
問 8 え 問 9 あ 問 10 う

B 問 1 以仁王 問 2 鎮西奉行 問 3 日野富子 問 4 縁坐制（連座制）

解説

中世の戦乱・事件に関する史料雑題。出題は多分野にわたることが多いので、題意の把握を素早くすることがポイント。また、多くの場合、難易こもごもになるので、標準問題は取りこぼさないこと。史料 1 は 1180（治承 4）年の頼朝の挙兵に関するもので、出典は『玉葉』。史

料2は1274(文永11)年の元寇に際して、非御家人の動員を認めた命令書で出典は『大友文書』。史料3は1467(応仁元)年の応仁の乱に関するもので、出典は『応仁記』。史料4は分国法に関するもので、①は15世紀末の『朝倉孝景条々』で家臣の城下町への集住についてのもの。②は1536(天文5)年制定の『塵芥集』で犯罪者の親族の連坐制に関するものである。

A

問1 本問は、史料内容が源頼朝の挙兵のものだと見抜くことが鍵である。頼朝がわかれば、その父は平治の乱で敗死した源義朝であり、頼朝が流罪となったのは伊豆であるとわかる。因みに、史料中の「新司の先使」は平時忠の目代の山木兼隆のこと、「為義の息一兩年熊野辺に住む」とあるのは源為義の子の新宮十郎・源行家、「五月乱逆の刻」とは源頼政の宇治の戦いのことである。

あ 源義親は頼朝の曾祖父で1108(天仁元)年に出雲で反乱を起こした人物。

い 源義仲は頼朝の従兄弟の源義仲のこと。うー源義平は頼朝の長兄で平治の乱で活躍したが、のちに刑死した人物である。

問2 史料1の戦乱が起きたのは、1180(治承4)年である。平氏は早くから日宋貿易の利権を押さえていたが、大輪田泊の修築は意外に遅く、1180(治承4)年のことであった。

あ 頼朝が大江広元を別当とする公文所を設置したのは1184(元暦元)年のことである。

う 養和の飢饉は1181(養和元)年以降2～3年続いた大干魃による凶作であり、平氏が義仲と戦わずに都落ちしたのも、義仲軍が京都で乱暴狼藉を働いたのもこの大飢饉が要因となって、兵糧が確保できなかったためと推定されている。

え 平氏打倒を企てた鹿ヶ谷の陰謀が起きたのは、1177(治承元)年のことである。

問3 鎌倉御家人の封建関係の問題である。元寇後、北条氏の独裁体制が強化されると、北条氏得宗家の地位も確固たるものとなり、得宗家の寄合が幕府の実質的な政策決定の場となった。この寄合は得宗被官の御内人が構成員で、御内人の上座に位置する内管領が権勢を持った。これに伴って、従来の北条氏以外の一般御家人は外様御家人と呼ばれ、寄合には出席できず、評定衆も形骸化して、幕府の政策決定から排除された。因みに、1285(弘安8)年の霜月騒動は、執権北条貞時の外祖父で幕府の重臣であった有力御家人の安達泰盛と内管領である平頼綱の抗争だが、前者がいわゆる外様御家人を代表する存在なら、後者は御内人の筆頭であり、後者の勝利によって得宗専制政治が大きく進展したのである。

え 当時の法体系は複雑で、武家法(幕府法)、本所法、公家法とあり、御家人でも本所法の規制を受ける場合があったが、『御成敗式目』などは御家人を対象に制定されたものである。

問4 鎌倉新仏教に関する問題。この他にも、浄土宗や時宗があるので押さえておきたい。因みに、一遍が時宗を開いたのは、史料2の1274(文永11)年である。親鸞は浄土真宗の開祖だが、『歎異抄』は親鸞自身の著述ではなく、弟子の唯円のものである。親鸞自身の著述は『顕浄土真実教行証文類』略して『教行信証』である。

あ 日蓮の法華宗(日蓮宗)に関するもの。

い 栄西の開いた臨済宗に関するもので、栄西は他にも『喫茶養生記』を著している。

う 道元の開いた曹洞宗に関するもの。

問5 鎌倉時代後期から南北朝期にかけての事象に関する問題。新補率法とは、承久の乱以後

に任命された地頭の収入に関するいわば法定給与の基準で、1223（貞応2）年に制定された。主な内容は、11町について1町の免田、段別5升の加徴米などで、この基準が適用された地頭を新補地頭という。新補地頭の設置により鎌倉幕府の支配権が全国に浸透したとされている。因みに、承久の乱以前の地頭は本補地頭といい、その収入は各地の習慣による本補率法で統一的な基準はなかった。

う 南北朝の合体のことで、南朝の後亀山天皇から北朝の後小松天皇へ譲位した。

問6 幕府の財源の問題。室町幕府は直轄領が少なく、その財源のほとんどを貨幣経済に依存するという構造的特徴を持っていた。これは、幕府を京都においた理由の一つでもある。倉役（土倉役）は当時の金融業者に対する一種の営業税で、室町幕府の重要財源であった。

あ 棟別銭は、朝廷の費用や寺社の修造料として家屋の棟数に応じて課した家屋税のこと。

い 公用銭は公事銭ともいい、雑公事、夫役など今まで現物や労役として課されていたものを銭納としたもの。

え 抽分銭は、日明貿易に従事した商人の利潤の一部（約10%）を徴収したもの。

問7 応仁の乱の歴史的影響に関する問題。応仁の乱で京都市街が荒廃すると、貴族や僧侶など文化人は縁を頼って地方へ疎開したため、京都の文化が地方へ普及することとなった。

あ 天皇や朝廷の権威は、将軍や幕府の権威とともに地に落ち、のちに、天皇自身が内職をして食費を得るという状況さえ生じた。

い 応仁の乱で領国を長期間離れていた守護大名は、その実権を在国の守護代や有力国人に奪われて大半が没落したため、守護領国制は衰退した。国人や守護代は戦国大名へと成長したのである。

え 軍費を調達するため、荘園公領の年貢の半分を守護が徴収できる半済令が初めて出されたのは、1352（正平7・文和元）年の南北朝の動乱期のことである。

問8 室町時代のアジア情勢に関する問題。朝鮮半島の乃而浦・富山浦・塩浦の三浦に居住していた日本人は、朝鮮王朝によってその權益を制限されたため、1510（永正7）年に反乱を起こした。これが三浦の乱で、反乱は鎮圧されて日朝貿易は衰退に向かった。

あ 1457（長禄元）年、和人の蝦夷地進出によって生活を圧迫されたアイヌは、大首長のコシャマインのもとで蜂起したが、やがて蠣崎氏と戦い敗退した。蠣崎氏は江戸時代には松前氏と称した。

い 佐敷按司から中山王となった尚巴志は、1429（永享元）年に北山・南山も統一し、首里に王府を置き琉球王国を建てた。

う 中世に活発化した倭寇に脅威を感じた朝鮮は、1419（応永26）年にその根拠地と目された対馬を突如として襲撃し（応永の外寇）、日朝貿易が1423（応永30）年まで中断した。

問9 戦国大名の城下町に関する問題。朝倉氏の城下町は越前・一乗谷（現、福井県福井市）で、朝倉孝景は家臣や商工業者の城下町集住を進めて、領国の政治・経済の中心地とするとともに、家臣団や商工業者の支配を強化しようとしたのである。

い 相模・小田原（現、神奈川県小田原市）は後北条氏の城下町。

う 越後・春日山（現、新潟県上越市）は上杉氏の城下町。

え 河内・富田林（現、大阪府富田林市）は城下町ではなく、興正寺を中心とした一向宗の寺内町である。

問10 分国法に関する問題。『塵芥集』171カ条は、1536（天文5）年に出羽米沢の戦国大名の伊達植宗が制定したもので、刑法や農奴の規定に特色がある。

あ 三好氏の分国法は、1560年代に制定された『新加制式』22カ条である。

い 六角氏の分国法は、1567（永禄10）年に制定された『六角氏式目』で、重臣等が起草したものを大名が承認したもの。

え 結城氏の分国法は、1556（弘治2）年に制定された『結城氏新法度』104カ条である。

B

問1 1180（治承4）年の源頼政、源義仲そして源頼朝の諸源氏の挙兵から始まった全国的争乱である治承・寿永の乱の直接的な発端は、頼政に担がれた後白河天皇の皇子の以仁王の平家打倒の令旨である。この令旨を全国の源氏に配布したのが、頼朝・義仲の叔父の源行家で、頼朝はこの令旨を受けて、蜂起したとされている。なお、以仁王は頼政とともに宇治平等院で平氏勢と戦って敗死した。

問2 鎌倉幕府の職制は、成立当初、承久の乱そして元寇後などを画期としてしばしば変更されているので注意したい。元寇当時、九州地方の鎌倉幕府の御家人の統率機関は1185（文治元）年に設置されて、大宰府の権限も吸収した鎮西奉行で、大友（兵庫入道）頼泰は豊後守護と鎮西奉行を兼ねていた。元寇後の1293（永仁元）年に西国防備と九州の支配強化のため博多に鎮西探題が新設されて、北条氏の一門が赴任すると、鎮西奉行の権限は縮小した。

問3 応仁の乱の要因は、8代将軍足利義政の優柔不断さや無責任さなどに求められるが、その一方で、強烈な個性と我欲をもって政治を壟断したのが、義政の正室日野富子だとされる。彼女は、実子足利義尚を9代将軍とするため山名持豊に荷担させて、将軍継嗣問題を幕府重臣の権力闘争と結びつけた。また、自身の栄華のために、賄賂を要求し、新関を設置して関銭を徴収し、あるいは、高利貸しを営み、米相場を左右するなど悪徳商人顔負けで、日本の三大悪女の1人とされている。

問4 家臣団の統制をその制定目的の一つとしている分国法では、家臣の親族から犯罪者が出た場合、その罪が一族全体におよぶ連帯責任の制度が広く採用されていた。防犯の意味もあるし、また、一族の誰かを処分して一族の恨みを買わないために族滅し、禍根を断つという意味もあった。この連坐制（縁坐制）は古代以来幕末まで日本の処罰規定の基礎になっていた。厳密には、親族全体の処罰を縁坐といい、共犯者の処罰は連坐という。

【配点】

A・Bともに各1点

【3】

解答

A 問1 ハ 問2 イ 問3 ロ 問4 ロ 問5 イ 問6 ニ 問7 ロ
問8 ハ 問9 ニ

B 問1 参勤 問2 吉良義央 問3 北村季吟 問4 末期養子
問5 萩原重秀 問6 上げ米の制（令）

解説

武家諸法度2点と上げ米の制の史料併せて3点を題材に、政治史を中心とした各分野の融合

史料問題である。一般に、史料問題は史料内容そのものにこだわる傾向があるが、武家諸法度のような法制史料では、実際の政治や事件、あるいは、社会情勢との関連を問われることが多いので、それぞれの歴史事象の相関関係を意識して解答したい。なお、史料①は『御当家令条』所収の武家諸法度寛永令（1635年）、史料②は『御触書寛保集成』所収の武家諸法度天和令（1683年）、史料③は『御触書寛保集成』所収の上げ米の制である。

A

問1 金地院崇伝は徳川家康の政治・外交顧問格で、武家諸法度などの諸法令の起草や禁教令などに関与し、また、方広寺鐘銘事件や紫衣事件などを引き起こして徳川將軍家の強権確立に努めた臨済僧である。

イ 南光坊天海は東叡山寛永寺を開いた天台僧。

ロ 安国寺恵瓊は毛利氏の政治顧問格の僧侶で、織田信長の没落や豊臣秀吉の台頭を予言したことで知られる。恵瓊自身は後に秀吉に伊予・土居6万石の大名に取り立てられたが、関ヶ原の戦いで西軍に属し、石田三成らとともに刑死した。

ニ 沢庵宗彭は、紫衣事件で幕府に抗議して出羽に流罪となったが、のちに徳川家光に重んじられた大徳寺住職を勤めた臨済僧である。

問2 福島正則は豊臣秀吉の縁者で賤ヶ岳七本槍で頭角を現し、秀吉政権下では尾張・清洲城主となった。関ヶ原の戦いで徳川家康に与し、戦後、芸備二国・広島城主となったが、家康の死後、徳川幕府にいらまれ、武家諸法度の城郭無断修築の禁制に違反したとして、改易となった。徳川幕府が進めた大名弾圧政策の象徴的存在である。

問3 中山道の主な関所は、ロの碓氷峠の碓氷関と木曽谷の木曽福島関である。なお、イの新居関は東海道の浜名湖、ハの栗橋関は日光道中・奥州道中の利根川、ニの小仏関は甲州道中小仏峠の関所である。

問4 武家諸法度寛永令は1635（寛永12）年制定で、この年は、日本人の海外渡航を全面禁止した寛永十二年の鎖国令が出された年でもある。

イ 奉書船以外の海外渡航を禁止したのは寛永十年の鎖国令である。

ハ かれうた船（ポルトガル船）の来航を禁止したのは寛永十六年の鎖国令で、1587（天正15）年に豊臣秀吉が伴天連の追放を命令したバテレン追放令を少々変えたものである。

問5 武断政治から文治政治への転換をもたらした事件は、1651（慶安4）年の由井（比）正雪の乱（慶安の変）である。この由井正雪に荷担して陰謀の幹部となった牢人が丸橋忠弥、彼は江戸で逮捕された。

ロ 木内宗吾は佐倉惣五郎のことで、藩主堀田氏の苛政を4代將軍徳川家綱に直訴し年貢減免を勝ち取ったが刑死した名主である。

ハ 藤井右門は、竹内式部とともに宝暦事件に関与して逃亡し、のちに、山県大弼とともに明和事件で逮捕され獄門となった。江戸中期の尊王論の活動家的人物である。

ニ 益田時貞とは、鳥原の乱の盟主となり戦死した天草四郎時貞のことである。

問6 新井白石は木下順庵（木門）に朱子学を学び、甲府藩主徳川綱豊の侍講となり、綱豊が6代將軍徳川家宣となるや正徳の治を進めた学者・政治家である。因みに、8代將軍徳川吉宗の信任を得た室鳩巢も同門で、白石が推薦して幕府の儒官となった。

イ 聖学は、古学派の山鹿素行が朱子学を批判して自称したもの。

ロ 折衷学派は江戸中期に登場した学派で、朱子学や陽明学、古学など従来の学派の枠に拘束されない研究を志した学派である。

ハ 崎門学派は海南学派の系統に属し、垂加神道を唱えた山崎闇斎が京都で興した学派である。

問7 新井白石は幕府財政の再建にも努力して、元禄金銀を廃して正徳金銀を鑄造したり、長崎貿易での金銀の流出を抑制するため海舶互市新例（長崎新令）を定めたりしたが、儒教的理想に流れ現実的な効果は上がらなかったとされている。

イ 株仲間を公認して、物価調節や商工業の統制に利用しようとしたのは享保の改革の徳川吉宗であり、株仲間をより積極的に奨励して運上金や冥加金の増収をはかったのは老中田沼意次である。

ハ 株仲間を解散して、物価引下げと流通統制をはかったのは天保の改革の老中水野忠邦である。

ニ 長崎貿易で蝦夷地の海産物などを倭物として清国に輸出して利益の増大をはかったのは田沼意次である。

問8 江戸に出稼ぎに来ていた農民に資金援助をして帰村を奨励するという旧里帰農令を出したのは、寛政の改革の老中松平定信である。当時、天明の大飢饉などで荒廃していた農村の再建と、出稼ぎ農民が貧困化して社会問題化していた江戸の治安回復策を兼ねたものであった。

問9 旗本・御家人などのうち、知行地を持たない武士に給付される俸禄を切米・禄米・俸禄米・扶持米・蔵米などといった。旗本・御家人に代わりこの切米の換金業務を行ったのが、江戸浅草にあった幕府の米蔵周辺に店舗を構えていた札差（蔵宿）という商人である。

イ 蔵元は諸藩や知行地持ちの旗本の年貢などである蔵物の換金業務を行った商人で、多くは大坂にいた。

ハ 掛屋は多くは蔵元が兼業していたが、蔵物の売却代金の管理や送金を行った商人である。

ロ 両替は、金銀銭の三貨の交換や預金、貸付け、手形などの金融業務を行った商人である。

B

問1 史料①は参勤交代を制度化した有名な史料であり、確実に得点したい。因みに、参勤交代は、すべての大名が1年交代だったわけではなく、対馬の宗氏は3年在国・1年在府であり、関東の大名は半年交代、水戸藩は江戸定府となっていた。また、享保の改革で一時緩和されて旧に復した後、1862（文久2）年の文久の改革で3年在国1年在府に改められた。

問2 高家は江戸幕府の職名で老中の下に属し、幕朝の儀式典礼などを司った。吉良氏などの旗本が世襲した。

問3 文治政治を進めていた徳川綱吉は諸学の興隆にも努め、1689（元禄2）年に歌書の研究などをとする歌学方を設置し、貞門俳諧や和歌などを学んだ北村季吟を登用した。季吟は『源氏物語湖月抄』や『土佐日記抄』などを著した人物である。

問4 大名家の家督相続は、大名が生前に後嗣を幕府へ届け出ることになっていた。大名が後嗣を届けず突然死亡したら、幕府はその大名に家を存続する意思はないとして改易したのである。武断政治期に無嗣による改易は58家 473万石に及び、改易された大名家のほぼ半分に相当する。庶民感覚では、大名の後嗣に誰でもいいから届けておけばよさそうなものだが、

養子を立てておいて、実子が生まれると御家騒動の原因となるのでなかなか養子は立てづらかったのである。いきおい死ぬ間際に末期養子を立てることとなり、武家諸法度の禁制に抵触することとなったのである。しかし、この政策によって牢人が急増して治安の悪化を招き、慶安の変なども生じた。このため、幕府は17歳～50歳の大名に限り末期養子を認めて、無嗣断絶を緩和したのである。

問5 1695（元禄8）年、幕府財政再建のため、幕府は従来の慶長金銀を金銀の含有率を引き下げた元禄金銀に改鑄して、その改鑄益金（出目）を財政に補填しようとした。この政策を進言して担当したのが、勘定吟味役から勘定奉行に昇進した荻原重秀である。元禄金銀の発行で幕府財政は一時的に増収となったが、インフレが発生して物価騰貴の要因となった。

問6 1722（享保7）年、幕府財政再建のため徳川吉宗は、大名に対して、参勤交代での江戸在府期間を半減することを条件に、それぞれの石高の1%に相当する米を幕府に納入するように命令した。上げ米の制である。この政策で幕府は年間18万7千石余の増収となり、財政難を緩和することに成功したため、1730（享保15）年に廃止した。因みに、この増収分は旗本・御家人の御切米の半分に相当したのである。

【配点】

A・Bともに各1点

【4】

解答

a 50 b 10 c 28 d 01 e 20 f 13 g 40 h 14
i 07 j 15 k 18 l 52 m 24 n 12 o 16 p 26
q 49 r 05 s 38

解説

1900年代初頭、日清戦争終了後から韓国併合までの国際関係を中心とする問題であり、日露戦争を挟んだ東アジアの国際情勢を主なテーマにしている。ポイントとしては、日露戦争までの日米英対露協力体制対ロシアの（満州）南下政策という対立軸が、日露戦争以後は日露協約対米清協調＋イギリスという対立軸へ変化していったことを押さえない。

- a 日清戦争以後、厳密には三国干渉で日本がロシアに譲歩して以後の朝鮮は、ロシアの影響力が強まっていた。1884（明治17）年の甲申事変以後、国政の主導権を握っていた国王高宗の王妃の閔妃がこの親露政策を進めていた。これに対し、1895（明治28）年当時朝鮮公使であった三浦梧楼らは策謀を用いて閔妃を殺害し、日本勢力の回復をはかったが、策謀が露見してかえって日本の勢力が後退した。
- b 「眠れる獅子」といわれた清国は、日清戦争でその弱体ぶりを露呈したため、欧米列強の帝国主義政策の恰好の餌食となり、中国の分割を進めることになった。フランスは華南一帯、イギリスは長江を挟んで広範な地域と山東半島威海衛、ドイツは山東半島青島、ロシアは満蒙一帯を勢力下に納め、清国の支配地域は華北地帯を残すのみとなった。この勢力分布については、地図などで確認しておきたい。
- c アメリカは1898（明治31）年の米西戦争でフィリピン諸島を領有したが、中国分割には出遅れていた。そこで、当時の国務長官ジョン＝ヘイはアメリカの伝統的な外交政策である

モンロー宣言を廃して、領土保全・門戸開放・機会均等を提唱して、中国への経済進出をはかった。もっとも、厳密に言えばモンロー宣言は対欧州向けの外交政策で、アジアを念頭に入れたものではないため、必ずしも外交政策の転換ということではない。いずれにしてもアメリカの西漸運動は、太平洋を超えて中国へ到達しようとしていたのである。一方、日本は、帝国主義国家としてはまだ弱体で、台湾確保のため対岸の福建省に勢力を伸ばすのみであった。

d・e 欧米列強の中国分割に対して、1900（明治33）年に宗教結社の義和団が山東省で「扶清滅洋」を唱えて、外国人の排斥運動に乗り出すとたちまち華北一帯に広がり、やがて北京の列国公使館を包囲して、北清事変へと拡大した。北清事変は日本を含む8カ国連合軍の勝利となり、1901（明治34）年、清国政府は北京議定書を締結した。

f 日本国内では、朝鮮や満州でのロシアの勢力の拡大をそのまま日本への脅威と感じる雰囲気が高まった。特に、北清事変後、ロシアが満州を事実上軍事占領したことで、三国干渉以来の反露感情が高まり、近衛篤磨らの対露同志会や戸水寛人ら東大七博士は主戦論・開戦論を煽った。これに対して、キリスト教徒の内村鑑三や社会主義者の幸徳秋水らの平民社などは非戦論・反戦論を展開した。中でも、開戦後、与謝野晶子は戦地の弟を思う「君死にたまふこと勿れ」で知られる「旅順口包囲軍の中にある弟を歎きて」という反戦詩を、大塚楠緒子は戦場の夫を案じて「お百度詣で」という反戦詩を発表した。しかし、日露開戦後の相次ぐ勝報に国民は熱狂していくのである。

g・h・i 日露戦争開始直後から日本は、朝鮮に対して露骨な植民地化政策を進めた。開戦直後には日韓議定書を締結して韓国内での日本軍の行動の自由を認めさせ、1904（明治37）年8月には第1次日韓協約で顧問政治を押しつけた。日露戦争後の1905（明治38）年11月には第2次日韓協約（乙巳保護条約）で韓国から外交権を奪い保護国とし、漢城に統監府（初代統監伊藤博文）を設置した。1907（明治40）年の第3次日韓協約では韓国軍を解体して内政権を奪い、1910（明治43）年の日韓併合条約で植民地とした。

j 韓国併合後は、国号を朝鮮と改称し、京城に朝鮮総督府（初代総督寺内正毅）を設置した。植民地政策では、朝鮮の人々の経済基盤の抑圧が進められた。土地調査事業を実施して朝鮮土地収用令を公布し、朝鮮農民の農地を収奪した。また、1910（明治43）年に会社令を公布して、朝鮮総督府が会社設立の許可権をもつことで朝鮮の民族資本を抑圧した。

k 日本の植民地政策に対しては朝鮮側から様々な抵抗運動が発生した。第3次日韓協約締結の契機となったハーグ密使事件や1909（明治42）年の伊藤博文暗殺事件など非組織的な抵抗運動から第3次日韓協約で解体した旧韓国軍兵士が起こした対日武装闘争である義兵運動や都市部の愛国啓蒙運動などの組織的抵抗もある。しかし、組織的抵抗は日本の憲兵警察に弾圧された。

l 日本の帝国主義政策は満州にも向けられた。1905（明治38）年に清国との間に北京条約を締結し、ポーツマス条約で日本が譲渡されたロシアの権益を清国に承認させた。ロシアから獲得した長春～旅順間の鉄道は、1906（明治39）年に半官半民の特殊会社である南満州鉄道株式会社（満鉄）となり、鉄道事業だけではなく、鉱業や製鉄業などの事業も行ない、満州の植民地化政策の基幹となった。

m 満鉄の総裁となったのが後藤新平である。彼は、1898～1906（明治31～39）年まで台

湾総督府民政局長として台湾の植民地政策を担当し、土地調査事業や台湾製糖会社の設立などの事業を進めた。彼は、のちに関東大震災後の東京復興計画も手がけている。

- n 欧米列強だけではなく日本の侵略も受けるようになった清国は、1911（明治44）年の辛亥革命で崩壊した。しかし、1912（大正元）年に成立した中華民国はまだ脆弱で、臨時大統領となった孫文は資金難などからその政権を北京軍閥の袁世凱に譲ることになった。以後、中国は各軍閥の割拠状態となるのである。
- o アメリカが日露戦争で日本を応援したのは、もちろん、単なる義侠心からではない。遅れて中国にやってきたアメリカにとって、満州がターゲットだったのである。日露戦争で強敵ロシアを排除した後は、弱小日本を操り満州の利権を獲得しようとしたのである。現在でこそ世界唯一の超大国アメリカも当時の軍事力は意外なほど弱体であった。しかも、日本海海戦の勝利に象徴されるように、日本の軍事力が意外なほど強力だったため、対日警戒心も深まるのである。そこで、アメリカは、1905（明治38）年に桂・タフト協定を結び、日本の韓国支配を認める代わりに、日本がフィリピン諸島に進出しないことを声明させたのである。さらに、1908（明治41）年には太平洋の現状維持と清国の機会均等などを内容とする高平・ルート協定を結び、政府間レベルでの利害の調整が進められるのである。
- p 大衆レベルでの反日感情が根強くなる中、太平洋を挟んで日本と対峙するカリフォルニアでは日本人移民排斥問題が深刻化し、この過程で、1906（明治39）年にサンフランシスコの日本人学童排斥事件が発生した。1907（明治40）年以降日米の紳士協定で日本側が移民の自粛を声明するが、この問題は簡単には解決しなかった。
- q・r アメリカの満州進出としては、1905（明治38）年にアメリカ鉄道王ハリマンが長春～大連間の鉄道買収を日本政府に提案したことがあげられるが、小村寿太郎外相が反対して失敗した。翌年にはアメリカ国務長官ノックスが満州鉄道中立化を提案したが、日露両国が反対して失敗した。このようなアメリカの満州進出政策を背景に日露両国は、満州と蒙古の分割支配を内容とする日露協約を1907（明治40）年に締結するのである。
- s 満州での日露とアメリカの対立や欧州での三国協商と三国同盟の対立、特にドイツ・イギリスの対立などが複雑に絡んで、日英同盟も変化していく。特に、1911（明治44）年の第3次日英同盟は、同盟の対象国がドイツに移行しアメリカを除外するというイギリスの国際戦略が反映されたものとなり、米英協調体制が強化されていく。極論すれば、20世紀における米英連合軍体制がこの頃形成されたともいえる。

【配点】

各1点

【5】

解答

問A 張作霖 問B イ・ハ 問C イ 問D 国策の基準 問E 日独防共協定
問F イ・ハ 問G ホ 問H 大東亜会議 問I 汪兆銘 問J ロ

解説

問A 史料（1）は田中義一内閣の時に開かれた会議で決められた外交方針、とあるから、会議は東方会議、外交方針は「対支政策綱領」をさす。

以下、中国の国内情勢についてまとめておく。

1911（明治44）年に辛亥革命が起き、翌年、孫文によって南京を首都とする中華民国が成立する。その後、袁世凱が臨時大總統となり、首都は北京に移った。日本は1913（大正2）年に、この中華民国を承認した。第一次世界大戦が始まると、時の第2次大隈重信内閣は、山東半島のドイツ権益の獲得を目的に出兵し、ついで1915（大正4）年に袁世凱政権に対し二十一カ条の要求を突き付けた。袁世凱は日本の最後通牒に屈しその多くを受諾せざるを得なかったが、これに憤激した中国民衆は、最後通牒が出された5月7日と袁世凱が受諾した5月9日を「国恥記念日」と呼んだ。

その後、袁世凱に代わって大總統となった黎元洪のもとで権力を握ったのが、段祺瑞である。寺内正毅が私設秘書の西原亀三を派遣して与えた援助（西原借款）など、日本の支援を受ける段祺瑞政権に対し、孫文は反段祺瑞勢力を集め、1917（大正6）年9月10日に広東軍政府を樹立し、ここに南北二政権時代が始まる。しかし、この二政権以外にも各地に大小の軍事勢力が割拠するという不安定な情勢であった。

第一次世界大戦が終結すると、段祺瑞政権が連合国側として参戦していたため、中国は代表団をパリに送った。しかし、中国側が主張した山東半島の問題は、列強を味方とした日本の前に敗北を喫し、これを契機に中国では五・四運動が起こり、その民衆運動の高まりを背景に中国代表団は講和条約への調印を拒否した。

1921（大正10）年にワシントン会議が開かれると、中国は顧維鈞らを代表として送った。（この時、広東軍政府は中国の正式な政府と認められず代表を送れなかった。）九カ国条約が結ばれ、日本が継承した山東半島の旧ドイツ権益は中国に返還されたが、中国が主張した関税自主権の回復や旅順・大連の返還は実現しなかった。この間、北京政権にも大きな変化が生じた。求心力を失った段祺瑞（安徽派と呼ばれる）に対し、米英が支援する曹錕や呉佩孚（直隸派と呼ばれる）が、日本が支援する張作霖（奉天派と呼ばれる）と組んで1920（大正9）年7月に安直戦争を起こし段祺瑞を北京から追い出した。しかし、1922（大正11）年4月には今度は政権内部で、直隸派と奉天派が争って第一次奉直戦争が起こり、その結果直隸派が政権を掌握した。

一方、南の政権内部でも変化が起きていた。北伐を主張する孫文と地方自治を主張する陳炯明との対立が生じ、孫文はかろうじて陳炯明を倒したものの孤立感を深め、そのことが1924（大正13）年の第一次国共合作に向かわせることとなった。この国共合作は、孫文の国民党に共産党員が党籍を残したまま加入するという形で行われた。国共合作が生んだ1つが黄埔軍官学校であり、その校長に就任したのが蒋介石であった。

孫文の死後、国民党は広州で国民政府の樹立を宣言し、主席には汪兆銘が選ばれた。だが、軍事力を背景に勢力を伸ばしたのは、黄埔軍官学校を率いていた蒋介石だった。1926（大正15）年に国民革命軍を率いて、蒋介石は「北伐宣言」を行った。北伐軍の勢いは強く、半年も経たないうちに中国南部は国民政府のもとに置かれ、国民政府は武漢に進出した。やがて蒋介石は1927（昭和2）年に反共クーデタを行い、南京国民政府を樹立、武漢国民政府ものに合流して、ここに第一次国共合作は崩壊する。

金融恐慌で倒れた第1次若槻礼次郎内閣に代わって田中義一が内閣を組織するのが1927（昭和2）年4月20日、蒋介石の反共クーデタの直後である。田中内閣が北伐に介入すべく

第一次山東出兵を実施するのが6月2日、対中国政策を策定するため東方会議を開催するのが6月27日である。以上の経緯から「当時に日本が承認していた」中国政権は北京政権でその実権を握っていたのは奉天派の張作霖である。この時点で、武漢の国民政府も、南京に第三の政府として成立した国民政府も、地方政権でしかない。日本が中国の正統な政権として国民政府を承認するのは、張学良が易幟^{えきし}を行い中国統一が成立した後の1929（昭和4）年のことである。

問B 東三省とはのちに日本が満州国を樹立した時の当初の領域である。遼寧（奉天）省、吉林省、黒竜江省を指すことは覚えておこう。

問C 史料文「対支政策綱領」をめぐる情勢に関する問題である。イを正しいと判断するには、開かれた会議が東方会議であること、そこには当該地区の外交官だけでなく軍人も集められたことを知らなければならない。実力で守るという点については、「自衛ノ措置ニ出デ」という史料文を読み取ればよいだろう。ロは、田中義一内閣は立憲政友会の内閣であるから誤り。ハは、先に述べたようにこの時点は第一次国共合作が終わるところであることと、関東都督府はすでに直接支配の考えが台頭してきたのは関東軍の中であることから誤り。ニは、満州某重大事件の首謀者は河本大作であることから誤り。石原莞爾は柳条湖事件の首謀者である。ホは、張学良が易幟^{えきし}を行い満州も国民政府の支配下にあることを表明したことは問題がないが、「五族協和」とはのちに満州国のスローガンとなったものであるから誤りである。

問D 1936（昭和11）年8月の五相会議で決定された国家戦略の基本方針とは「国策の基準」のことである。史料文にもあるように、北方に備える（＝北進論）とともに南方に進出（＝南進論）が併記されている。南進論そのものは明治期から存在し、ことに台湾を領有することになってからその現実味が強くなっていたが、国家戦略として明記されたのはこの「国策の基準」が初めてのことである。南方に文字通り進出するとすれば、フィリピンを領有するアメリカと敵対するのみならず、マレー・シンガポールを領有するイギリスとも敵対することを意味し、太平洋戦争に向かう結節点との見方もあり得るかもしれない。「国策の基準」に先立って6月に改定認可された帝国国防方針は、初めてイギリスを仮想敵国に挙げている。しかし、一方「国策の基準」は陸海軍が予算増加を正当化する単なる作文にすぎなかったとの考えもある。

問E 広田弘毅内閣の時、対ソ連に関する条約であるから日独防共協定である。日独防共協定は後の枢軸国形成の出発点とも見え、秘密付属協定でソ連を仮想敵にすえた。しかし、これも、日独双方とも将来的にイギリスを参加させる考えを持っており、舵がこの時点で決定的に切られたとはいえないという考えもある。広田内閣の施策としては日独防共協定の締結と「国策の基準」の策定の他に軍部大臣現役武官制の復活が重要なものとしてあるので確認しておきたい。

問F 問Dに記したように、南進論が国策化した時、列強が日本に対する警戒を一層硬化せざるを得ないのは、その地域の多くが列強の植民地下にあったからである。この地域は第二次世界大戦の終了後に植民地支配から脱して現在は独立国となっている。

植民地宗主国	現在の国名
アメリカ	フィリピン
フランス	ベトナム, ラオス, カンボジア
イギリス	マレーシア, シンガポール, ミャンマー
オランダ	インドネシア

※タイはこの間独立を維持した。

問G 史料（２）を決定した内閣とは広田弘毅内閣である。イは、広田内閣は組閣に当たって陸軍の介入を受け、当初は吉田茂を外相に予定していたができず、広田の首相・外相兼任で出発せざるを得なかったが、皇道派はその直前の二・二六事件で力を失っているから誤り。ロは、広田内閣は軍部大臣現役武官制を復活したが、第１次山本権兵衛内閣で緩和された時でも、対象が現役だけから予備役・後備役にまで拡張されただけで、文官を対象にはしていないから誤り。ハは、広田内閣の蔵相は馬場鍈一で、彼は増税や公債発行によって大幅な軍事費拡張の予算を立てたが、「軍財抱合」といわれたのは、次の林銑十郎内閣の結城豊太郎蔵相のとした財政政策だから誤り。ニは、陸軍が北進論、海軍が南進論であるから誤り。ホが正しい。

問H 史料（３）の文中に大東亜戦争とあることから、この史料は太平洋戦争開戦後のものであることは推定できるだろう。東条英機内閣は、開戦の４日後の1941（昭和16）年12月12日に閣議で、「支那事変」に遡って大東亜戦争と称することを決定した。この言葉が用いられるのはそれ以降のことである。

大東亜戦争とは大東亜共栄圏確立のための戦争ということである。大東亜共栄圏という言葉そのものは太平洋戦争開戦以前にも用いられている。最初にこの言葉を用いたのは第２次近衛文磨内閣の外相を務めた松岡洋右だといわれる。第２次近衛内閣の「基本国策要綱」を説明する中で、東亜新秩序を補足する概念として用いられた。しかし、開戦とともに大東亜共栄圏は戦争目的を表す言葉として頻繁に用いられるようになる。昭和天皇の名で出された宣戦の詔勅には「大東亜」の文言はない。詔勅は戦争を「帝国ハ今ヤ自存自衛ノ為蹶然起ツテ」と自衛のための戦争としている。開戦後数日にして、戦争目的がぶれるということはいかに戦争目的が曖昧であったかを示すといわれても仕方のないところである。

大東亜共栄圏の確立といっても抽象的である。太平洋戦争の戦局の悪化を背景に、占領地域を戦争に動員する必要から、これを具体化したのがアジア民族の解放であった。1943（昭和18）年11月5日から開催された大東亜会議はそれを象徴するものであった。大東亜会議が採択したのが史料（３）の大東亜共同宣言である。

問I 参加したのは中華民国（南京政権）の汪兆銘、満州国の張景恵、タイのワンワイ=タヤコン、フィリピンのラウエル、ビルマ（現在のミャンマー）のバー=モウ、自由インド仮政府のチャンドラ=ボースであった。

問J 戦局の悪化と内閣の交代の関係は、「ミッドウェー海戦→サイパン陥落→東条英機内閣総辞職・小磯国昭内閣成立→東京大空襲」となる。ミッドウェー海戦までは快調だった日本軍の進撃も、この海戦で空母を失ったことで以降は守勢に回る。サイパンが陥落したことは、そこに航空基地を造ればB 29爆撃機の航続範囲内に日本本土が入入るという決定的な戦局の悪化を意味していた。責任を取って東条内閣は総辞職することになり、代わって成立した小

磯内閣の時，果たして東京大空襲が行われた。史料（３）を採択した大東亜会議は，ミッドウェー海戦以降の戦局の悪化の中で，東条英機の主催で行われた。第１回学徒出陣は劣勢が決定的となった中で，東条内閣が兵員の不足を補うために採った策である。

イは，サイパン陥落以降に史料（３）と第１回学徒出陣が入っているので誤り。これが最も判断が難しい。ロは正しい。ハは，東京大空襲の後にサイパン陥落が来ているので誤り。ニは，東京大空襲の後にミッドウェー海戦が来ているので誤り。ホもハと同様に，東京大空襲の後にサイパン陥落が来ているので誤り。

【配点】

問Ａ・問Ｄ・問Ｅ・問Ｈ・問Ｉ：２点

問Ｂ・問Ｃ・問Ｆ・問Ｇ・問Ｊ：１点



会員番号	
------	--

氏 名	
-----	--